

滋賀県分収造林事業あり方検討会の 検討状況について

➤ 滋賀県分収造林事業あり方検討会の概要

1 設置目的

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

2 委員構成(50音順)

会長(◎)は立花委員

氏 名		主 な 役 職	
浅見 宣義	長浜市長	立花 敏 ◎	京都大学 大学院教授
泉 桂子	岩手県立大学教授	土井 裕明	弁護士
北 克憲	公認会計士	新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所代表取締役社長
久保 久良	多賀町長	家森 茂樹	滋賀県森林組合 組合長

3 検討スケジュール

回次	日程	検討内容	回次	日程	検討内容
第 1 回	R6.9.13	長期収支見通し	第 4 回	R7.5.13	あり方の方針 (案)
第 2 回	R6.11.8	長期経営計画の検証と評価	第 5 回	R7.9.1	検討のとりまとめ
第 3 回	R7.2.20	検討の方向性			

とりまとめ結果（概要）

＜あり方検討会からのコメント＞

- 各委員からの専門性に基づく様々な意見を基に、長期的な視点に立った検討結果をとりまとめた。
- 県の政策には大きな現状変更が伴うこととなる。県に対しては、反省すべきは反省し、見直すべきは見直すことを求めたい。

＜論点1 分収造林事業のあり方＞

- 特定調停で定めた伐採収益を原資に債務を弁済するスキームは、破綻状態に陥っていると認められる。
- 令和5年の包括外部監査で「楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべき」と指摘されていることを踏まえれば、現時点において事業のあり方を抜本的に見直すことが望ましいと考えられる。
- そのため、5年～10年程度をかけてソフトランディングを図りつつ、中長期的に分収造林事業の収束を図っていただきたい。

＜論点2 公社林整備のあり方＞

- 採算林については、土地所有者の意向を確認しつつ分収造林契約を解除して私有林に戻すこと、その上で民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる。
- 不採算林については、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めていただくとともに、可能な範囲内で市町との連携を図っていただきたい。

＜論点3 債務整理の考え方＞

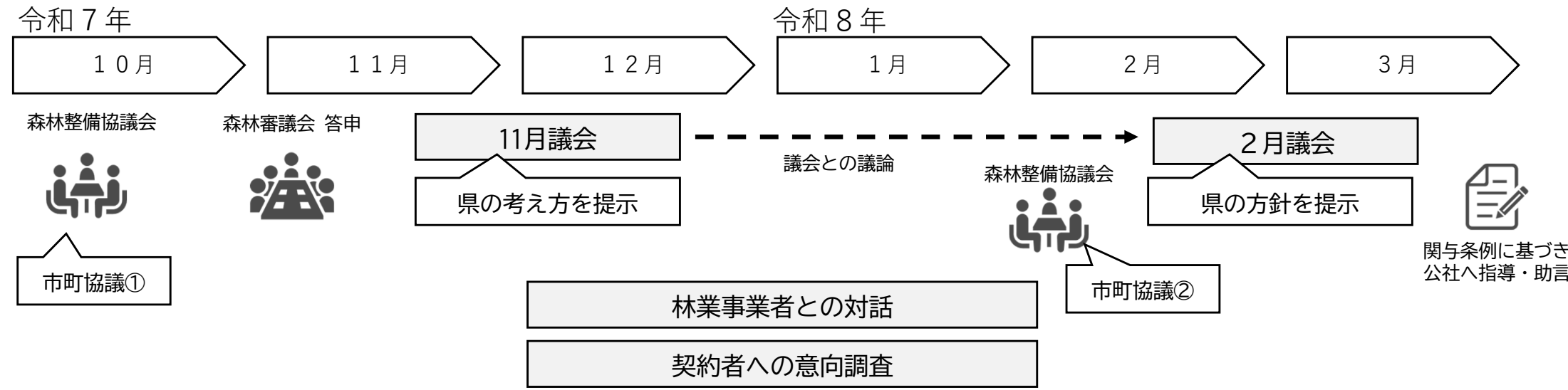
- 公社には森林資産以外に目立った資産はなく、その森林資産も大半が不採算林で財産的価値が乏しいことや、特定調停において保有する債権に対する債務保証が行われていないことを勘案すれば、債権者が債権の全額を放棄せざるを得ないのではないかと考える。

＜論点4 公社組織のあり方＞

- 滋賀県が始めた造林公社による分収造林事業の結果責任や経営結果に対するけじめをつける意味において解散することが望まれる。
- ただし、今後は、公的な森林を管理するための主体が必要となる。その主体を滋賀県の内部組織とするのか、新たな外部団体を作るのかについては、引き続き、滋賀県で検討していただきたい。

▶ 今後の検討スケジュール

○ 今後は、検討会のとりまとめ結果を基礎としつつ分収造林契約者の意向を十分に確認し、市町や林業事業者との協議を行い、議会との議論を重ねながら今年度末を目途に県としての方針をとりまとめる。



市町連携に向けた協議（森林整備協議会・市長会・町村会）（来年度以降も継続的に実施）

公社・兵庫県との債権整理に向けた協議（来年度以降も継続的に実施）